

小山内裏公園ドッグラン利用規約

このドッグランは、人と動物の豊かな共生生活を目指してつくられました。誰もが安心して快適に利用できるよう、利用規約を守って仲良く、譲り合ってください。

1. 利用登録

- 1 都立 12 公園は共通のドッグラン利用登録制となっています。登録のうえ、ご利用ください
(対象 12 公園：桜ヶ丘公園、神代植物公園、篠崎公園、小山内裏公園、蘆花恒春園、駒沢リハビリ公園、城北中央公園、水元公園、舎人公園、代々木公園、木場公園、小金井公園)
- 2 利用登録では、ドッグランを利用希望する犬が、狂犬病予防法で義務づけられた、当該年度の狂犬病予防注射を接種し届出が完了していることを「狂犬病予防注射済票（プレート）」で確認し、犬の管理責任者を明確にします
なお、「狂犬病予防注射済票（プレート）」に管理番号が付番されていない場合、「犬鑑札」または「マイクロチップ登録証明書」に記載された番号とあわせて確認を行い、犬の管理責任者を明確にします
- 3 利用登録が完了した場合でも、各公園の利用規約により、利用できない場合がありますので、利用にあたっては、予め各公園の利用規約をよくご理解のうえ、利用してください
- 4 利用登録の有効期限は、利用登録証発行の日から翌年度の 6 月 30 日までです。それ以降も利用される場合は、当該年度の狂犬病予防注射済票が発行されてから有効期限までの間に登録申請をしてください
- 5 生後 4 か月未満の犬は登録できません
- 6 利用登録は 1 頭ごとに 1 登録が必要です。利用登録証は同居のご家族内で利用が可能ですが、別居のご家族も含め、他人への貸与は認められません
- 7 ドッグラン入口の暗証番号については利用登録者へお知らせします。第三者へ暗証番号を教える行為は一切禁止します

2. 利用できない犬

- 1 闘犬（ミックス含む）や、噛み癖など、他の犬に危害を加える恐れのある犬
- 2 発情期（ヒート）のメス犬（期間は発情出血中および出血が止まってから 4 週間）
- 3 病気（皮膚病等、感染症罹患、消化管内寄生虫等感染）の犬や、ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫がいる犬
- 4 飼い主の指示を聞けない・飼い主が制御できない犬

3. 利用案内

- 1 利用時間

- ・ 騒音トラブル防止や、照明がなく危険なため原則として、毎日 9 時～17 時（年末年始の休園日を除く）

2 ドッグランの閉鎖

- ・ 大雨、強風等の荒天時、災害発生時など、管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります
- ・ 緊急工事など、広場の維持管理・運営上、やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります

3 1 人が 1 回に連れて入れる犬の頭数（それ以上はコントロールしきれないため）

小型犬	小型犬最大 2 頭まで
中・大型犬	中型犬最大 2 頭まで 大型犬最大 1 頭まで

4 年齢制限

- ・ 未成年者（16 歳以上 18 歳未満）が利用する場合は、登録した保護者（18 歳以上）の同伴が必要です
 なお、16 歳未満の方はご利用いただけません。（トラブル発生時に、本人が対処できないため）

5 エリアの利用サイズ

エリア	説明
小型犬	体重 6 kg 未満の犬のみ
中・大型犬	体重 6 kg 以上の犬のみ

※ 犬の健康状態にも関わりますので、各自こまめに体重測定をお願いします

※ Mix 犬等標準成犬体重が不明の犬種は、6 kg 以上は中・大型犬エリア、6 kg 未満は小型犬エリア

※ 多頭登録された場合でも、犬毎に指定されたエリア以外は利用できません

※ 広場内の水飲み場利用時は節水にご協力ください。糞・尿の後始末には必ず水を使用してください

4. 禁止行為

- 1 広場前面道路や近隣商業施設等の駐車場への駐車
- 2 ベビーカーや犬用カート、イスなどの工作物、シート等の持ち込み
- 3 犬以外のペットの入場
- 4 16 歳未満の方の入場（保護者同伴でも不可）
- 5 自身の利用登録証を他者に貸与する行為
- 6 入口二重扉内でのノーリードおよび伸縮リード使用、エリア内でリード着用のまま犬を放すこと
- 7 入口二重扉を同時に開けること（出る人が優先です）
- 8 犬だけをドッグランに放置したり、目を離したりする行為
- 9 ドッグラン内での飲食、喫煙
- 10 犬へのエサ、おやつ等の給仕
- 11 訓練士などの営業活動や、許可のない集団での利用や特定のグループによる独占的利用（ただし、東京都、公園管理者による催事は除く）

- 12 犬のブラッシングや洗浄行為
- 13 人のみでの入場（ただし小山内裏公園わんわんサポーターズ会員によるボランティア活動は除く）
- 14 その他、公園管理者が、管理運営上支障があると認めた行為

5. その他注意事項

- 1 広場に入場する時には必ず利用登録証を見える位置につけ、利用簿に利用登録証番号を記入してください。利用登録証を忘れた場合は入場できません
- 2 不適正利用については利用者同士互いに注意しあい、マナーの向上に努めてください。公園管理者から指示を受けた場合は従ってください
- 3 犬の糞尿、吐しゃ物等の処理
 - ・ 糞や吐しゃ物などの汚物は飼い主が速やかに回収し、責任をもって持ち帰って処分してください
 - ・ 汚物は公園のごみ箱やトイレに捨てないでください
 - ・ 尿をした後は速やかに水で洗い流してください
- 4 犬のコントロール
 - ・ 飼い主は飼い犬に首輪をつけ、目を離さず、常に犬の行動を制御できる状態で利用してください。リードを離す前に場内の雰囲気や犬を十分に慣れさせてください
 - ・ リードを外しているときは犬から目を離さないようにし、興奮状態などに陥った際は、直ちに制止させてください
 - ・ 犬が「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止させてください
 - ・ 飼い主の指示を聞けない犬は、リードを外さないでください
 - ・ 遊び道具を使う場合は、周囲の方に必ず確認してください（飲み込み事故等防止のため）
- 5 ドッグラン内に入出場する際は、毎回、扉が完全に閉まっているか確認してください
- 6 ドッグランの外では必ずリードをつけてください
- 7 路上駐車など、近隣住民や他の公園利用者に迷惑のかかる行為はおやめください
- 8 愛犬以外の写真撮影をする場合は、必ず飼い主の許可を得てください。なお、公園管理者が管理のために必要な撮影する場合はこの限りではありません

6. 自己責任による利用

- 1 ドッグラン内や、その周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合
って解決してください。東京都、公園管理者およびボランティアは一切責任を負いません
- 2 人、犬いずれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、すべてにおいて自己の責任であ
ることを了承のうえで、ご利用ください
- 3 いかなる場合も、公園管理者は利用者の個人情報はお伝えできませんので、必要に応じて、お互いの連絡先を交換するなどご対応ください
- 4 事故発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを順守してください
 - ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生の防止する措置をと

り、発生後 24 時間以内に、「動物愛護相談センター」または「保健所」に届け出をしてください

- ・ 犬が人を噛んだ場合、飼い主は 48 時間以内に、噛みついた犬の狂犬病の疑いについて、獣医師に検診させてください。あわせて、公園管理者にも必ず報告してください
- ・ 犬が犬を噛んだ場合、当事者同士で解決していただきますが、発生状況やけがの状態、お互いの対応等を公園管理者には必ず報告してください
- ・ 犬が迷子になった場合、必ず動物愛護相談センターか保健所に連絡をし、所轄警察署に届け出をしてください

7. 規約の変更

必要に応じて、小山内裏公園ドッグラン利用規約を変更することがあります

8. 個人情報について

- 1 登録申請にかかり、ご提出いただいた個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的には利用いたしません
- 2 個人情報に関して閲覧の要望がありましても、警察などの公的機関以外への提供はいたしません

9. 利用登録の抹消、退会について

- 1 利用規約に違反する行為、その他迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従っていただけない場合、公園管理者の判断で利用登録を抹消することがあります
- 2 登録申請に、虚偽の内容があった場合は、登録抹消することがあります
- 3 有効期限を待たず、自主的に退会を希望される場合は、公園パークセンターまでお申し出ください

小山内裏公園のドッグランは、小山内裏公園および小山内裏公園わんわんサポーターズの協働により管理・運営を行っています。

小山内裏公園パークセンター 042-676-8865